

# 情報提供

那医発第 337 号  
令和 5 年 8 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗  
担当理事 宮城 淳



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「救急災害関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

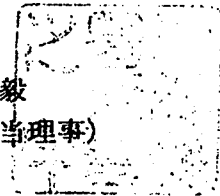
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 810 号 F  
令和 5 年 8 月 28 日

地区医師会救急災害担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 田名 毅  
(救急災害医療担当理事)



## 救急災害関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、別添のとおり、救急災害関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、今般、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 180 号）が公布され、令和 5 年 9 月 1 日からの施行を予定しておりますが、施行後は災害発生より前においても、緊急通行車両等の確認を行うことができる旨が示されております。

②は、政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害について認識を深めると共に、災害に対する備えを充実強化することを目的に、「防災の日」9 月 1 日及び「防災週間」（8 月 30 日～9 月 5 日まで）のほか、「津波防災の日」11 月 5 日を設けることとし、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため津波防災に関連した取組の推進について周知依頼が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

## 記

① 災害対策基本法施行令等の一部改正に伴う緊急通行車両の標章発行等の運用通達等について

(令和 5 年 8 月 7 日 日医発第 850 号 (地域) (法安))

② 令和 5 年度「防災週間」及び「津波防災の日」について

(令和 5 年 8 月 18 日 日医発第 935 号 (地域))

沖縄県医師会業務第 1 課：新垣、徳村  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
E-mail：gl@okinawa.med.or.jp